

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、

二千十九年十月七日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）に定める農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するために協議し、

協定第八条の規定に従い行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (b) を次のように改める。

(b) 日本国は、次の全ての条件が満たされる場合にのみ、(a) の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 各年におけるアメリカ合衆国からの (a) に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超えること。

- (A) 一年目については、(k)に定める発動水準
- (B) 二年目については、二十四万二千メートル・トン
- (C) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
- (D) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの
- (E) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
- (ii) 四年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品及び二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1*」を掲げる品目に分類されるものの各年における

る合計輸入数量が、次に定める発動水準（以下「CPTPP発動水準」という。）を超えること。

- (A) 四年目については、六十三万七千二百メートル・トン
- (B) 五年目については、六十四万九千メートル・トン
- (C) 六年目については、六十六万八百メートル・トン
- (D) 七年目については、六十七万二千六百メートル・トン
- (E) 八年目については、六十八万四千四百メートル・トン
- (F) 九年目については、六十九万六千二百メートル・トン
- (G) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年のCPTPP発動水準を五千九百メートル・トン引き上げたもの
- (H) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年のCPTPP発動水準を一万千八百メートル・トン引き上げたもの
- (iii) 四年目から九年目までの各年については、当該年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、当該年の前年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸

入数量を超えること。

第二条

協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (e) 中「合計輸入数量が (b) に定める発動水準を」を「(b) に定める条件が」に、「超える」を「満たされる」に改める。

第三条

協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (f) (i) 及び (ii) を次のように改める。

(f) (i) この 9 の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、(b) に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii) この 9 の規定の適用上、日本国の税関当局は、この 9 の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの (a) に規定する原産農産品の合計輸入数量並びにアメリカ合衆国からの当該原産農産品及び C P T P P の締約国（原署名国に限る。）からの C P T P P 原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に分類されるものの合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

第四条

協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (g) を次のように改める。

- (g) (i) 日本国は、(b) の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期において次の(A)及び(B)の条件が満たされる場合には、四半期のセーフガード措置として、3 の規定に従い、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。

- (A) 四半期におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、(b) (i) (D) に定める各年の発動水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

- (B) アメリカ合衆国からの当該原産農産品及び CPTPP の締約国（原署名国に限る。）からの CPTPP 原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に分類されるものの同一の四半期における合計輸入数量が、(b) (i) (G) に定める各年の CPTPP 発動

水準の四分の一のものの百十七パーセントを超えること。

(ii) (i)に規定する九十日の期間は、(i)に定める条件が満たされた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(iii) (i)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント

(B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(iv) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、(b)に定める条件が満たされ、同時に、(i)に定める条件が満たされる場合には、(ii)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

第五条

協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (k) 中 「(b) (i)」 を 「(b) (i) (A)」 に改める。

第六条

協定附属書 I 第 B 節第四款 10 (a) (iii) (B) 中 「二十十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）」を「CPTPP」に、「CPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）」を「CPTPP原産品」に改める。

第七条

この議定書は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずるものとし、協定が効力を失う日に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十二十二年六月二日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

富田浩司

アメリカ合衆国のために

キヤサリン・タイ